

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 3 月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600222号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600108号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年7月31日から平成6年3月28日に訂正し、平成5年7月から平成6年2月までの標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

平成5年7月31日から平成6年3月28日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

また、上記訂正後、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年3月28日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

平成6年3月28日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年3月28日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年7月31日から平成6年4月1日まで

私は、請求期間も継続してA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、平成5年7月31日に被保険者資格を喪失したことになっている。請求期間については、同社に勤務し、給料明細書において給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、年金額に反映されるよう被保険者資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元事業主(以下「事業主」という。)の回答及び請求者から提出された請求期間に係る給料明細書により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

請求期間のうち、平成5年7月31日から平成6年3月28日までの期間について、事業主か

ら提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」（以下「資格喪失確認通知書」という。）及びオンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年7月31日より後の平成6年3月28日付けで、平成5年7月31日に遡って資格喪失の処理が行われ、同時に、平成5年10月1日の定時決定（標準報酬月額44万円）の取消処理が行われていることが確認できる。

また、上記の資格喪失確認通知書及びオンライン記録において、請求者のほかに、事業主及び請求者の同僚の計6人についても、請求者と同様に厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を遡って平成5年7月31日とする処理及び同年10月1日の定時決定の取消処理が行われていることが確認できる。

さらに、履歴事項全部証明書により、A社は、平成27年12月15日に解散していることが確認でき、請求期間において法人格を有していることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

加えて、事業主は、平成6年3月当時、A社は経営難で、社会保険料の納付が滞っていた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成5年7月31日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理日である平成6年3月28日であると認められる。

また、平成5年7月から平成6年2月までの標準報酬月額については、日本年金機構B事務センターからの回答及び請求者が所持する給料明細書において確認できる当該期間の標準報酬月額の基礎となる月（平成4年5月から同年7月までの期間及び平成5年5月から同年7月までの期間）の報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

請求期間のうち、平成6年3月28日から同年4月1日までの期間について、請求者が所持する給料明細書により、請求者は、同年3月分に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成6年3月の標準報酬月額については、日本年金機構B事務センターからの回答、請求者が所持する給料明細書において確認できる当該期間の標準報酬月額の基礎となる月（平成5年5月から同年7月までの期間）の報酬月額及び同年3月の厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年3月28日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、上記の資格喪失確認通知書により、事業主は、平成6年3月28日に、平成5年7月31日に遡って請求者の厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていることが認められることから、社会保険事務所は、請求者の平成6年3月28日から同年4月1日まで期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。